

平成21年度  
エネルギー使用合理化関連特定設備等資金  
利子補給金事業

公募要領

平成21年3月  
経済産業省資源エネルギー庁

## 目 次

1. 事業の目的・交付対象事業について	.....	1
2. 交付対象事業者について	.....	2
3. 利子補給金の支給額について	.....	2
4. 応募書類の提出について	.....	3
5. 採択の審査及び結果通知について	.....	4
6. 公募に関する受付及びお問い合わせ先	.....	5
( 別紙 ) 応募書類等の様式		

## 1. 事業の目的・交付対象事業について

### (1) 事業の背景・目的

2005年2月に京都議定書が発効され、我が国においても京都議定書目標達成計画が閣議決定された。同議定書において、我が国は2008年－2012年平均で1990年(基準年)比△6%の温暖化ガス削減義務が課せられているところ、2004年度現在、総排出量は基準年比8.0%増加しており、引き続き我が国として最大限の温暖化ガス削減への努力を行う必要がある。とりわけ、業務部門及び民生部門は2004年度実績において、総排出量が基準年比でそれぞれ38.4%及び25.0%増加しており、温暖化ガス削減を従前にもまして強力に推進する必要がある。

このような状況の中、従前の省エネに向けての様々な取り組みに加え、わが国においても顧客のさまざまなニーズに対応したエネルギー関連サービスをワンストップで提供するエネルギー・サービス・プロバイダー(ESP)事業や省エネ機器をリースを活用することによって普及させる新しいビジネス、省エネ関連新規ビジネスなど新たな業態も登場しつつあり、これらを育成していくことも政策的に求められている。

これら省エネ効果の高い設備投資等は、通常の設定取得等に比してコスト高になるケース、収益力の改善に直接寄与しないケースも多く、投資回収の原資となる原価低減効果に比して初期投資負担が重くなり投資回収に長期を要し、特に上述のような新しいビジネスはトラックレコード等未整備であり投資回収には相応のリスクがある。

そのため、民間事業者の省エネ設備導入に際し、相応のリスク・負担を軽減しかつ導入や新たな業態への進出に関するインセンティブを高めるべく、事業の収益面・資金調達面での安定、初期負担の軽減等を図り、もって省エネルギーを推進することを目的として本事業を実施するものである。

### (2) 交付対象事業

次に掲げるものに対して金融機関が行う資金融資事業が交付対象となる。

- (1) エネルギー使用合理化に資するために必要な設備を設置する事業者及び建築主(ESCO事業(顧客との契約に基づき実施する包括的なエネルギー改善事業)・ESP事業(複数事業所のエネルギーを一括して管理する事業)を活用する者を含む。)
- (2) ESCO事業者及びESP事業者
- (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)に基づく特定機器の判断基準を満たす機械器具の製造設備の設置又は改善を行う事業者
- (4) 省エネ法に基づく特定機器の判断基準を満たす機械器具等の取得を行う事業者
- (5) (1)、(2)、(3)、(4)の事業者に対し必要な設備をリースする者
- (6) (1)、(2)、(3)、(4)の事業者に対し必要な資金を供給する者
- (7) エネルギー使用の合理化に資する工業製品の製造に係る技術に関する研究開発を行う事業者

## 2. 交付対象事業者について

公募の対象となる金融機関は、銀行法又はその他政令等に定める金融機関であり、以下の条件をすべて満たすものとする。

(1) 以下の点について補給金の執行を適正かつ確実に実施できると認められること。

- ① 利子補給金執行の実績若しくはそれに準ずると認められる実績
- ② 与信判断・審査能力
- ③ 資金用途を確認できる体制
- ④ 補給金執行業務体制
- ⑤ 組織規模、人的構成
- ⑥ 資金規模、取引先数
- ⑦ 財務健全性
- ⑧ 長期(10年以上)かつ固定金利の融資実績

(2) 以下の点について補給金の管理を適正かつ確実に実施できると認められること

- ① 資金管理・帳票類管理能力
- ② 要綱第4条、9条及び10条に基づく報告能力
- ③ 政策評価に準じるモニタリング機能
- ④ 経済産業省資源エネルギー庁及び会計検査院による検査への対応

## 3. 利子補給金の支給額について

支給額は次に掲げる算式をもって、次に掲げる単位期間ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

$$A \times B / 365 \times X$$

A 当該単位期間における当該貸付契約に係る貸付残高

B 当該単位期間における貸付残高の存する日数

X 0.01

補給金の交付を受けようとするときは、単位期間ごとに毎年8月10日、2月10日までに交付申請書を経済産業大臣に提出する。(貸付実行後(第1回目の交付申請書提出の際を想定)に、貸付報告書(様式あり)を提出する。)

単位期間:3月11日から9月10日までの期間及び9月11日から3月10日までの期間。ただし、7月11日から9月10日までの期間又は1月11日から3月10日までの期間に交付された貸付資金に係る第1回目の単位期間は、当該資金交付の日から3月10日までの期間又は9月10日までの期間とすることができる。

本事業は、毎年度の予算措置により実施しているものであり、予算の制約により利子補給金の交付決定が行われない場合がある。

## 4. 事業予定額について

503百万円

## 5. 事業実施期間について

平成21年4月1日～平成22年3月31日

## 6. 応募書類の提出について

### (1) 受付期間

平成21年2月26日(木)～3月12日(木)

### (2) 提出方法

応募される金融機関は、提出書類を正1部、写し1部を上記期間に経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課へ郵送にて提出すること(公募締切日当日の消印まで有効)。封書の宛名面には、「資源有効利用促進等資金利子補給金事業申請書」と明記すること。

### (3) 提出先、問い合わせ先

応募書類の提出先等については、以下の通り。

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課

<担当:小高、出戸>

〒100-8901 千代田区霞が関一丁目3番1号

電話:03-3501-9726

ファクシミリ:03-3580-8439

### (4) インターネットの利用

本公募要領は経済産業省資源エネルギー庁ホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp/>)にも掲載してあるので参照すること。

※ 応募書類等は、ホームページからダウンロードすることが出来る。

### (5) 提出資料について

- ① 提出書類の用紙の大きさはA4版、片面印刷で行うこと(両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは差し支えない。)
- ② 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う。適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすくすること。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料の提出を求められることがある。
- ③ 「提出書類」にある提出書類等や追加説明資料は、審査用に限定して使用する。なお、提出いただいた書類等は返却しないので留意すること。

<提出書類>

(1) 申請者の概要

- ①名称
- ②代表者
- ③所在地、電話番号、FAX番号
- ④資本の額又は出資の総額(単位:百万円)
- ⑤資本金又は出資金の構成(単位:%)
- ⑥組織図
- ⑦連絡窓口担当者名、電話番号、FAX番号

(2) 補給金の執行を適正かつ確実に実施できるための要件について

- ①利子補給金執行の実績若しくはそれに準ずると認められる実績
- ②与信判断・審査能力
- ③資金用途を確認できる体制
- ④補給金執行業務体制
- ⑤組織規模、人的構成
- ⑥資金規模、取引先数
- ⑦財務健全性
- ⑧長期(10年以上)かつ固定金利の融資実績

(3) 補給金の管理を適正かつ確実に実施できるための要件について

- ①資金管理・帳票類管理能力
- ②要綱第4条、9条及び10条に基づく報告能力
- ③政策評価に準じるモニタリング機能
- ④経済産業省資源エネルギー庁及び会計検査院による検査への対応

(注) 提出書類及び添付資料は、正1部、写し1部を提出すること。

7. 採択の審査及び結果通知について

(1) 金融機関選定における必須事項

- ・ 補給金の執行・管理能力について、定量的・定性的な説明がされていること

(2) 採否の通知等

選定結果(採択または不採択)の決定後、速やかに通知する(3月末予定)。

8. 公募に関する受付及びお問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課

<担当:小高、出戸>

〒100-8901 千代田区霞が関一丁目3番1号

電話:03-3501-9726

ファクシミリ:03-3580-8439

9. 応募書類等の様式について

別紙参照。

以上

別紙

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
金融機関名  
代表者氏名 印

エネルギー使用合理化関連特定設備等資金利子補給金受給金融機関の指定申請について

エネルギー使用合理化関連特定設備等資金利子補給金交付要綱第3条に規定する金融機関の指定を受けたいので、下記のとおり受給機関の指定を申請します。

## 記

### 1. 申請者の概要

- (1) 名称
- (2) 代表者
- (3) 所在地、電話番号、FAX番号
- (4) 資本の額又は出資の総額(単位:万円)
- (5) 資本金又は出資金の構成(単位:%)
- (6) 組織図
- (7) 連絡窓口担当者名、電話番号、FAX番号

### 2. 補給金の執行を適正かつ確実に実施できるための要件について

- ① 利子補給金執行の実績若しくはそれに準ずると認められる実績
- ② 与信判断・審査能力
- ③ 資金用途を確認できる体制
- ④ 補給金執行業務体制
- ⑤ 組織規模、人的構成
- ⑥ 資金規模、取引先数
- ⑦ 財務健全性
- ⑧ 長期(10年以上)かつ固定金利の融資実績

### 3. 補給金の管理を適正かつ確実に実施できるための要件について

- ① 資金管理・帳票類管理能力
- ② 要綱第4条、9条及び10条に基づく報告能力
- ③ 政策評価に準じるモニタリング機能
- ④ 経済産業省資源エネルギー庁及び会計検査院による検査への対応